

# 千葉県警察暴力団総合対策要綱

平成8年1月10日  
本部訓令第1号

この要綱は、千葉県警察における暴力団犯罪の取締り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用、暴力団排除活動その他の暴力団対策を総合的に推進するために必要な基本的事項を定めたもので、その概要は、次のとおりである。

推進体制の確立

暴力団等の実態解明

取締りの徹底

暴力団排除活動の基本

- ・ 職域及び地域における暴力団排除活動の強化
- ・ 暴力団利用者対策の推進
- ・ 暴力追放運動推進センターとの連携
- ・ 少年の加入防止の推進
- ・ 暴力団員の組織離脱等の促進

暴力団被害の防止と被害者救済の徹底

- ・ 被害者が相談しやすい環境の確保
- ・ 組織としての誠意ある対応
- ・ 援助の措置の積極的な実施
- ・ 保護対策の推進